

水道事業の収支の見込み、経営基盤の強化及び今後の水道料金について

○収支の見込み

経営戦略 パターン①の場合(府営水道単価改定:0円 水道料金改定:0%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
水道事業収益	1,699,225	1,698,349	1,705,368	1,701,574	1,706,713	1,704,821	1,701,130	1,701,379	1,708,164	1,701,624
うち給水収益	1,147,797	1,147,016	1,148,932	1,150,074	1,154,922	1,151,264	1,150,162	1,149,059	1,154,458	1,150,522
水道事業費用	1,694,314	1,681,681	1,693,320	1,689,067	1,695,757	1,727,603	1,754,832	1,765,660	1,782,962	1,780,818
うち受水費	404,064	415,553	416,108	416,633	418,301	417,392	429,671	429,890	431,624	430,649
当年度純利益 (純損失)	4,911	16,668	12,048	12,507	10,956	△ 22,782	△ 53,702	△ 64,281	△ 74,798	△ 79,194
有収水量(m ³)	7,598,892	7,578,130	7,575,210	7,567,545	7,584,618	7,560,245	7,552,580	7,544,915	7,579,860	7,553,675

【令和10年度単年で収支を均衡させる場合】

純損失△79,194千円 有収水量7,553,675m³

給水収益1,150,522千円 ⇒ 1,229,716千円 6.88%の値上げが必要 (供給単価162.80円/m³以上)

第3回審議会における改善見込みを反映

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
水道事業収益	1,699,225	1,713,414	1,722,186	1,720,761	1,723,178	1,725,733	1,701,130	1,701,379	1,708,164	1,701,624
うち給水収益	1,147,797	1,162,081	1,165,750	1,169,261	1,171,387	1,172,176	1,150,162	1,149,059	1,154,458	1,150,522
水道事業費用	1,694,314	1,673,416	1,690,323	1,679,125	1,687,957	1,722,733	1,754,832	1,765,660	1,782,962	1,780,818
うち受水費	404,064	407,288	413,111	406,691	410,501	412,522	429,671	429,890	431,624	430,649
当年度純利益 (純損失)	4,911	39,998	31,863	41,636	35,221	3,000	△ 53,702	△ 64,281	△ 74,798	△ 79,194
有収水量(m ³)	7,598,892	7,635,221	7,659,331	7,682,397	7,696,365	7,701,550	7,552,580	7,544,915	7,579,860	7,553,675

【令和5年度から令和10年度の合計で収支を均衡させる場合】

純損失△233,754千円 有収水量45,628,945m³

給水収益6,947,764千円⇒7,181,518千円 3.36%の値上げが必要 (供給単価157.39円/m³以上)

○経営基盤の強化

1. 施設更新

山城浄水場や管路などの更新を計画的に実施することが必要です。

- ・山城浄水場の更新

令和2年度：基本設計、令和3年度：実施設計、

令和4年度～7年度：更新工事

- ・管路の更新

漏水事故時にお客様に影響の大きい基幹管路から計画的に更新

- ・水道施設（浄水場、配水池等）の更新

定期的な点検・整備を行い予防保全による長寿命化に努め、ダウンサイジングや耐震化との整合性を考慮しながら計画的に更新

2. 滞納対策

給水停止や啓発活動などにより、滞納を防止し、収納率を向上させます。

- ・収納率

平成30年度：99.48%、令和元年度：99.32%（令和2年6月30日現在）

※現在新型コロナウィルス感染症の影響により、水道料金の支払いが困難な方もおられると考えられるため、水道料金の支払い猶予の対応を行っています。また、給水停止については、日常生活に使用されている水道については、給水停止を控えています。

3. 組織見直

令和2年4月から水道事業管理者（1人）、水道業務課（3係、正職11人、パート2人）、水道工務課（2係、正職11人、再任用1人、パート1人）、下水道課（正職11人、再任用1人、パート1人）の組織ですが、災害時における初動体制を堅持しつつ、効率的に仕事ができるよう組織の縮小を検討する必要があります。

4. 広域化・広域連携

令和元年10月に設置された京都府水道事業広域的連携等推進協議会において、広域化・広域連携を積極的に議論する必要があります。

○今後の水道料金

- ・令和元年度から令和6年度において、黒字が見込まれるため、短期的に料金の値上げは不要です。
- ・ただし、令和7年度以降において、赤字が見込まれるため、中長期的には3%～7%程度の値上げが必要になります。